平成２６年（フ）第１０５号
京都市東山区問屋町通五条下る３丁目西橘町475番地の３
債務者　ＰＥＴＩＡ　ＡＮＧＥこと　瀬戸　賀代
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
京都市下京区中堂寺坊城町10番地１　サニーパーク小坂901号
債務者　島根るい子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
鳥取県米子市祇園町２丁目242番地80　種田アパート１号、前住所鳥取県西伯郡南部町御内谷892番地２
債務者　梅原　静世
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１１号
鳥取県米子市東町461番地　飯山マンション203号
債務者　竹之内　卓
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２号
広島県三原市港町１丁目10番40―201号
債務者　岡本　慶一
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第３７０号
愛媛県松山市谷町171番地４　増田ビル102号
債務者　松平　俊幸
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８７号
愛媛県松山市北梅本町672番地　大野団地２棟48号
債務者　花山　明芳
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８８号
愛媛県松山市南高井町1703番地４
債務者　花山千恵子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
愛媛県松山市紅葉町２番57号
債務者　川口　　聡
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
愛媛県松山市枝松４丁目３番９号　コーポ幸402号
債務者　原岡　　愛
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
愛媛県松山市萱町６丁目102番地　第13杉フラット206号
債務者　武田　容子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
愛媛県松山市吉藤４丁目２番13号　潮見団地５棟513号
債務者　稲田　桂子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
佐賀県佐賀市赤松町12番27号、申立時の住所佐賀県佐賀市水ヶ江１丁目２番14号
債務者　野田　妙子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
宮崎県都城市菖蒲原町15街区５号　サンライズマツダ２―102
債務者　稲田　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第５号
宮崎県小林市細野2111番地１　新上町団地54―４―８
債務者　前田眞内弓（旧姓木浦木）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目10番２―405号　大野原団地２―405
債務者　上ノ原明美
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
長野県上水内郡飯綱町大字倉井1756番地２
債務者　町田　浩康
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係